

平成 24 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 25 年 2 月 22 日（金）午後 2 時から 3 時 30 分まで
場 所	東大阪市役所 18 階 大会議室
出席者	<p>（委員長）江浦委員長代理 （委員）新崎委員、安西委員、稲森委員、井上委員、大西委員、岡委員、奥山委員、小野委員、坂本委員、塩田委員、田中委員、辻本委員、中川委員、永見委員、西口委員、西島委員、福永委員、藤並委員、松本委員、三星委員、宮田委員、藪委員、吉田委員 以上 24 名</p> <p>（事務局）西田福祉部長、田村子どもすこやか部長、中谷健康部長、植田福祉部次長、橋本指導監査室長、平田生活福祉室長、橋本障害者支援室長、島岡高齢介護室長、奥野子ども家庭室長、寺岡保育室長、寺田健康部次長、秋田高齢介護室参事、田中福祉企画課長、池田法人指導課長、根ノ居宅事業者課長、清水生活福祉室次長、井坂生活福祉室次長、竹山障害者支援室次長、高橋障害者支援室次長、小櫻高齢介護課長、磯山介護保険料課長、西川給付管理課長、松村介護認定課長、川西子ども家庭課長、杉本子育て支援課長、関谷保育課長、山本健康づくり課長、福祉企画課 赤穂総括主幹、大引主査、吉原主任、社会福祉協議会 坂東ボランティア・市民活動センター所長</p>
議 題	<p>1 . 各分野における本年度の取組み状況について</p> <p>（1）障害者福祉分野 （2）高齢福祉分野 （3）児童福祉分野 （4）生活福祉分野</p>
議事要旨	<p>司会 開会のことば 福祉部長 開会のあいさつ 司会 ・松本委員（平成 25 年 2 月 19 日付委嘱）の紹介 委員長代理あいさつ</p> <p>【各分野の取組み状況について】</p> <p>障害者支援室 （虐待防止事業、障害者総合支援法、新障害児者支援拠点施設など）</p> <p>高齢介護課 （高齢者支え合いのまちづくり推進事業）</p> <p>保育室 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定）</p> <p>生活福祉室 （生活保護行政適正化行動計画）</p>

【委員の意見】

(委員)

生活保護の適正化に関する取組みについて、現状の把握や今後の対策ということで尽力されているという事はよくわかった。しかしもっと遡ると、なぜ生活保護に至らざるをえなかったのか、どういう経過で生活保護になってしまったのかという原因について、個人によっていろいろあると思うが、そのへんの分析はしているのか。

(事務局)

生活保護世帯の累計が平成24年の4月現在で14,229世帯となっている。このうち高齢者世帯が40%、母子世帯が13%、障害者世帯が11%、傷病世帯が22%、その他世帯が14%となっている。その他世帯とは健康で働ける世帯であるが仕事が現実にないので生活保護を受けている世帯のことをいうが、ここの数字の伸びが非常に高く、24年12月現在で前年比11%増という状況である。あとは高齢世帯が前年比9%増。この二つの伸びがやはり非常に大きい。母子世帯や傷病世帯はそのまま横ばいくらいだが、障害者世帯も増えている。これらはおそらく、働ける年代の方で仕事がないという方が増えているということと、高齢世帯自体が伸びていることに起因していると思われる。

(委員)

新障害児者支援拠点施設についてだが、この施設自体のユニバーサルデザイン化についてレベルを超えた配慮をするのが適当だと提案したい。通常のバリアフリーは当たり前で、可能な限り、予算の許す限りだが、なるべく知恵を出していただきたい。一例をいうと知的障害、精神障害、発達障害の方々を配慮した床とか壁のデザインを、例えば最新の公共施設だと羽田空港が取り組んでいる。本当にこれで効果があるのかわからないが、何人もの方に集まっていたいている。従来型のデザインでは確かに問題があるということ分かってきている。東大阪市ほどの規模になると、諸々課題等もあるのではないかと、という意味で提案したい。

あと周辺部の道路などについては、建設・まちづくり部門としっかり連動して整備していただきたい。

(事務局)

実施設計にこれから入っていくが、そういったものに配慮したデザインなど委員に教えていただきながら検討していきたい。また周辺道路、アクセスについても建設局とも協議に入っており、今後とも色々ご教授いただきたい。

(委員)

生活保護の適正化に関して、生活保護の問題には昔から常に「濫給」と「漏給」というものがあり、今は「濫給」の方に焦点が当たっている。事務局からも説明があったとおり、必要な人にはちゃんと行き渡るという観点も重要。計画では不正受給対策に関して色んな具体的な案まで書かれており、そ

れは非常に重要なことではあるが、あくまで目標だが1.5%減という数字については、その数字にとらわれて必要なところまでカットすることのないように、くれぐれも申し上げておく。

生活保護のもう1つの重要な課題に自立の支援がある。ここで言う自立とは、計画の中でも「多種多様な自立」と触れているが、必ずしも経済的に自立して保護を受けずに生活をできるようにする、という事だけを意味するのではなく、また実際の受給者の中でも現実的にそれが可能な人も必ずしも多くはない。そういう観点から、項目にも挙がっている具体的な取り組みというものを心掛けてやっていっていただきたい。

63条返還金と78条徴収金についての説明があったが、ここでの収入率とはどのような概念なのか。返還金と徴収金についてどのような区別をしているのか。返還金や徴収金が発生しない仕組みの構築という中で、生活保護法4条3項の急迫保護をしないという事になるとそれは行き過ぎということになり、表現に若干の違和感を覚えた。

(事務局)

63条については、資力があるがその資力がすぐに使えない場合に生活保護を一旦適用し、後からお金を返していただくというもの。78条については、不正受給ということで収入申告を怠るなどの形で本来受けるべきではない保護費を受けたものについて返していただくというもの。

収入率とは、返していただく額を役所では調定という形にするが、それに対して何%のお金が返ってきたかというもの。78条は6.8%という非常に低い率になっている。これは例えば毎月仕事を隠して働いていて収入があったとしても、それを使ってしまっているのが結果的に低いということになる。63条については、本来なら資力が発生した段階で直ちに適切なフォローをすればかなりの部分返ってくるべきものではあるが、そのタイミングが遅くなったりして、費消してしまっており40%台という率になっている。特に63条については適切なタイミングでフォローしていけばもっと高い確率で返してもらえることは重々承知しており、その辺りの数字を高めていきたいというもの。

急迫保護については、当然数字目標に捉われるが故に受給抑制につながるということではなく、そこは心してやりたいと考えている。

(委員)

新障害児者支援拠点施設について、地域を含んでのユニバーサルデザイン化を図ることが大事。利用者にとって利用しやすく、運営しやすいセンターであるということ、そのセンターを通してランチ化を図っていき、それぞれの施設等が関連を持って全体にうまく機能していけるセンターに是非とも仕上げて頂きたい。施設の概要にはよく「各階がどのように利用されるのか」と簡単に書かれているが、利用者の立場に立った機能の配置を、再度具体的に色々な人を想定して考えていただきたい。

(委員)

この緊急医療情報セットはとても新しい試みとしていいなと思ったが、実際高齢者の方々がペットボトルを切るのは大変ではないか。通常のはさみで

はペットボトルはとても切りにくく、切り口もまた非常に危ない。こういったものをただ配るだけなのか、それとも地域で高齢者の方を集まっていたらみんなで作るといった試みをするのか、具体的な活用の方法は。

(事務局)

地域の皆さんで支えていただく取り組みをしたいという思いで、地域の方々の協力のもと、既存のペットボトルやお茶の缶のようなものを活用できるようにこのセットを作った。他市ではカプセルを配布している市もあるが、東大阪市バージョンとしてはあくまで地域の支え合い事業の取り組みの一環として取り組んでいきたい。

(委員)

コスト削減という観点でなくこれをみんなで作るんだということを強調していただくとネットワークが広がっていいと思う。

(事務局)

単にカプセルを配るだけであれば、配るだけで終わってしまう。東大阪市での取り組みはあくまでも高齢者の地域での支え合いを継続して行い、地域での取り組みを醸成していただきたいという思いがある。経費的に言うとカプセルのようなもの配ることはそれほど高い物ではない。しかし1回限りでは何の意味もないので、例えば民生委員、福祉委員、自治会、老人クラブといったような方々の協力を得、様々な取り組みの中で地域ぐるみでこれを継続し、高齢者の支え合いを続けていきたいという意図で企画したもの。

(委員)

緊急医療情報セットという道具を使って、地域の中で人々が集い、これを作るというプロセスの中で社会的孤立を防いでいくという形の取り組みは、地域福祉という視点からも非常に重要だと思う。特に社会福祉協議会が総合老人センターで行っている地域福祉の施策ともかなり関係があるとも思ったので、これからも個々の領域・分野に縦切りにならず、横串のところで関わっていただけるといいと思う。

(委員長代理)

今日の事務局に社協の担当も来ている。スムーズにいくような事業を進めたいと思う。

(委員)

障害児者の立場からの意見という形で聞いていただきたい。

1点目に新たな障害者の総合支援法の関係で、今回の法律の中でも65歳以上になれば障害者の方も介護保険優先になることについての課題解消ができなかったという説明があった。これは障害者も65歳になれば介護保険の適用になり、現在利用している障害のサービス事業所が利用できなくなるという問題。介護保険法のサービス事業所で受けてもらえるのかという現実問題。とりわけ重度の心身障害者がどのようになっていくのか、サービス支給量の問題など、非常に大きな課題をはらんでおり、障害だけでなく障害

と高齢の双方で今後の議論が必要になると思っている。

2点目に障害福祉予算が非常に大きく膨らんできており、要因の1つとしてグループホーム・ケアホームの話があった。これは親亡き後の障害者はグループホーム・ケアホームで生活をしていくということが想定され、今後も増加が見込まれる。財政状況も今後非常に厳しくなるということは理解しているが、そのような予測のもと、今後の予算措置についても配慮してもらいたい。

3点目に心障害児者のケアの拠点施設の関係である。障害福祉サービスの事業所の立場からすると、障害児者の悩みについて事業所として頼るところがなかなかない。特に医療の関係については、近所の開業医に聞いても特に重い障害の方についての理解がなかなか難しい。本人のかかりつけ医といっても、非常に遠いところの大きな病院が生まれてからずっとかかりつけ医になっているという状況なので、今回できる新しい拠点施設には東大阪市の障害児者のあらゆることに関するセンター機能としての充実をお願いしたい。

短期入所については、ぜひ医療型の短期入所の充実をお願いしたい。医療行為の必要な方が短期入所を利用する場合、東大阪市内ではサービス事業所ではできない。看護師配置などが現実的になかなか叶わないので、その点から医療型の短期入所の充実をぜひともお願いしたい。

1点質問だが、私も関わっていた障害福祉計画は、根拠法である自立支援法が総合支援法になった場合に、総合支援法に基づいた計画を再策定するという理解でいいのか教えていただきたい。その他については意見ないし要望というふうに捉えてもらっていい。

(事務局)

障害福祉計画については、昨年度26年度までの第3期障害福祉計画を策定した。第4期の計画は平成27年度から策定する旨の通知が国からはあった。来週、厚生労働省で関係主管課長会議があり、そこで計画について説明がされるようなので確認の上また連絡させていただきたい。

(委員長代理)

まだまだ意見をお聞きしたいが時間の関係もあるので、今回の議論については事務局から委員長に報告していただき、次回以降の課題として十分整理していただきたい。また今日出た意見について、できることから今後の施策に少しでも反映できますようお願いしたい。

来年度は地域福祉計画や障害者プランの策定をする年と聞いている。地域福祉分野を専門にされておられる委員から何か一言お願いしたい。

(委員)

高齢者施策の高齢者支え合いのまちづくり事業の資料にも、いきいきネット相談支援センター事業と社協の地域担当職員の配置が記載されている。

現在、CSWや地域担当職員と定期的に事例を研究したり、各地域の取り組みを確認する定例会・研究会を開いているが、その中でも各方面の法律に当てはまらない、法のはざ間の中で本当に支援を必要とする方々に対してどのように総合的支援をしていくかということが非常に重要な課題になってきている。

地域福祉というのは障害・高齢・児童・生活保護・医療・福祉いろんな分野別の縦割りの事業を横串にするという形での計画になってくると思う。そういった状況の中で、来年度の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定の中で、各領域のネットワークをぜひ一緒に展開させていけたらと考えている。

具体的には今の地域福祉計画・地域福祉活動計画で謳っている地域福祉ネットワーク推進会議という、地域福祉の全体的なネットワークを考える取り組みを現在行っており、次回の地域福祉計画・活動計画にも生かしていきたいと考えている。

(委員長代理)

本当に熱心に審議していただいた。

今後の審議会の糧としてこれから進めていく様に委員長のほうにも申しあげておく。案件については以上です。

司会

次回の審議会は平成25年5月24日の予定。

福祉部長

閉会のあいさつ

閉会